

静岡海区漁業調整委員会指示第 7－2 号

静岡海区における宝石サンゴ（一般にヤギ目サンゴ科に属し、それらの内骨格が宝飾品等に用いられるものの生体及び死骸をいう。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 7 年 5 月 16 日

静岡海区漁業調整委員会 会長 高田 充朗

1 採捕の制限

静岡海区において、宝石サンゴの採捕をしてはならない。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であつて静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

2 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者とする。

3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとする。

4 条件

(1) 承認証の携帯

承認を受けた者は、宝石サンゴを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

(2) 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(3) 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石サンゴを譲渡又は販売してはならない。

(4) 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後 1 月以内に委員会に報告しなければならない。

(5) その他の条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に条件を付することができる。

5 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、別記「宝石サンゴ採捕承認事務取扱要領」による。

6 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。

別記

宝石サンゴ採捕承認事務取扱要領

第1 承認対象者の範囲

委員会指示の2に規定する試験研究の用に供しようとする者の範囲は、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）による独立行政法人若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又はこれらの機関の委託を受けた者とする。

第2 承認の申請

宝石サンゴの採捕の承認（以下「採捕の承認」という。）を受けようとする者は、宝石サンゴ採捕承認申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添えて静岡海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請理由書
- (2) 事業計画書
- (3) 用船の場合は船舶使用承諾書（印鑑証明書添付）
- (4) 漁具図
- (5) 漁業権漁場内において採捕する場合は、漁業権者の同意書
- (6) その他委員会が必要と認める書類

第3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、宝石サンゴ採捕承認証（以下「承認証」という。）（様式第2号）を申請者に交付する。

第4 承認証の書換え

承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、速やかに宝石サンゴ採捕承認内容変更承認申請書（様式第3号）に承認証を添えて委員会に提出すること。

第5 承認証の再交付

承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかに宝石サンゴ採捕承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

第6 承認証の返納

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に承認証を委員会に返納しなければならない。

第7 採捕報告書

委員会指示の4(4)に規定する採捕報告書の様式は様式第5号のとおりとする。

宝石サンゴ採捕承認申請書	
年 月 日	
静岡海区漁業調整委員会会長 様	
住 所	
氏 名(名 称)	
印	
下記により宝石サンゴの採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
記	
1 採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
2 採 捕 区 域	
3 採捕しようとする 種類及び数量	
4 採 捕 方 法	
5 使 用 船 舶	
(1) 船 名	
(2) 漁船登録番号又は 船 舶 番 号	
(3) 総トン数又は 船 舶 の 長 さ	
(4) 馬 力 数	
(5) 船 舶 所 有 者	
6 採捕従事者（申請者が団体等の場合）	

備考

6 採捕従事者には、採捕従事者の住所及び氏名を記載すること。

静調認第		号	
宝石サンゴ採捕承認証			
住 所			
氏 名（名 称）			
1	採 捕 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
2	採 捕 区 域		
3	採捕しようとする 種類及び数量		
4	採 捕 方 法		
5	使 用 船 舶		
(1)	船 名		
(2)	漁船登録番号又は船舶番号		
(3)	総トン数又は船舶の長さ		
(4)	馬 力 数		
6	条 件		
7	採捕従事者（申請者が団体等の場合）		
上記のとおり承認する。			
年 月 日			
静岡海区漁業調整委員会			
会 長 氏 名 印			

宝石サンゴ採捕承認内容変更承認申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名(名 称) ㊟

下記により宝石サンゴ採捕承認の内容変更について承認を受けたいので、申請します。

記

1 承 認 番 号 静調認第 号

2 承 認 年 月 日 年 月 日

3 変更しようとする事項

現在の承認内容	変更しようとする内容

4 変更しようとする理由

宝石サンゴ採捕承認証再交付申請書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名(名 称) ㊟

宝石サンゴ採捕承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承 認 番 号 静調認第 号
- 2 承 認 年 月 日 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

宝石サンゴ採捕報告書

年 月 日

静岡海区漁業調整委員会会長 様

住 所

氏 名(名 称) ㊟

下記のとおり報告します。

記

年月日	場所	種類	数量
			個体、 kg
			個体、 kg
			個体、 kg

注) 宝石サンゴ採捕報告書の種類と数量は、種類ごとに個体数と重量を明記してください。